



# 公益財団法人公益法人協会 会員法人さま向け 2021年度 団体保険制度 中途加入のご案内

本パンフレットは公益財団法人公益法人協会の会員法人さま向けの団体保険制度について記載を  
しており、「社団法人・財団法人向け役員賠償責任保険」と「サイバー保険(情報漏えい限定補償オ  
プション付帯)」※の2つの制度の内容について記載をしたパンフレットになります。

※2021年度募集より、従来の「個人情報取扱事業者保険(通称:個人情報漏えい保険)」が商品統合により「サイバー保険」へと移行  
となります。詳細はP16をご参照ください

## — 制度の特色 —

1. 社団法人・財団法人専用の補償内容になっています。
2. 会員専用のご加入しやすい保険料水準になっています。
3. 団体契約のためお手続きは簡単です。

### 【保険期間】

#### ◆役員賠償責任保険

毎月1日午後4時～2022年5月1日午後4時まで※1

#### ◆サイバー保険 (情報漏えい限定補償オプション付帯)

毎月1日午後4時～2022年5月1日午後4時まで※1

※1 年間の保険期間は2021年5月1日午後4時～2022年5月1日午後4時です

### 【お申込締切日】

#### ◆加入依頼書

加入希望日の前々月末までに協会総務部団体保険事務担当宛にFAX

#### ◆保険料のお振込み

加入希望日の前月10日までに協会に着金

(例)2021年7月1日中途加入の場合

加入依頼書……………2021年5月末までに協会総務部団体保険事務担当宛にFAX

保険料のお振込み…2021年6月10日までに協会に着金

### 【ご加入手続方法】

- ◆本パンフレットにはさみこみの「加入依頼書兼告知事項申告書」と必要書類をご提出いただき  
ます。詳しくはP 24 をご覧ください。

本パンフレットは2つの保険を1パンフレットにまとめているものであり、各々の補償内容等について  
の詳細は次ページ以降の各保険種類ごとのページをご覧ください。



- P2……………制度の概要と2021年度募集について
- P3……………社団法人・財団法人向け役員賠償責任保険 編
- P4……………社団法人・財団法人向け役員賠償責任保険の概要
- P5……………社団法人・財団法人向け役員賠償責任保険 制度の仕組み
- P5……………補償内容のご説明
- P6……………支払限度額(1事故・期間中)と年間保険料
- P6……………お支払いする保険金の種類
- P6……………保険金をお支払いできない主な場合
- P7……………オプション特約のご案内
- P12……………ご確認いただきたいこと
- P13……………万一事故にあわれたら
  
- P15……………サイバー保険(情報漏えい限定補償オプション付帯) 編
- P16……………個人情報取扱事業者保険の販売停止について
- P17……………サイバー保険 制度の仕組み
- P18……………補償内容のご説明
- P19……………支払限度額(1事故・期間中)と年間保険料
- P19……………お支払いする保険金の種類
- P19……………保険金をお支払いできない主な場合
- P20……………付帯サービス(緊急サポート総合サービス)について
- P21……………ご確認いただきたいこと
- P22……………万一事故にあわれたら
  
- P23……………ご加入手続きについて

# 制度の概要と2021年度募集について

## 本制度の概要について

- 本制度は、「**社団法人及び一般財団法人に関する法律**」の施行(2006年6月)以降、社団法人・財団法人役員の方々の法律上の賠償責任が明確化されたことによるリスクに対応するため、当協会では2012年度に会員法人の方々を対象とした「**社団法人・財団法人向け 役員賠償責任保険団体制度**」を立ち上げ、多くの会員の方々にご加入をいただいております。  
その後、役員賠償責任保険制度についてはオプション特約条項の追加等により、制度の充実を図って参りました。
- 2015年10月にはマイナンバー制度がスタートし、2016年度に当協会では「**団体個人情報漏えい制度**」をご用意させていただきました。  
2021年度募集より、これまでの「**個人情報漏えい保険**」を販売停止させていただいたことにより個人情報の漏えいリスクを同内容で補償する「**サイバー保険(情報漏えい限定補償オプション付帯)**」に移行させていただきます。  
詳細はP16をご覧ください。

**社団法人・財団法人向け  
役員賠償責任保険 編**

# 社団法人・財団法人向け役員賠償責任保険の概要

## 社団法人・財団法人の役員を取り巻くリスク

《こんな不安はございませんか？》

役員としての活動が多岐にわたっていて、個々の判断のための時間を十分に取れない。

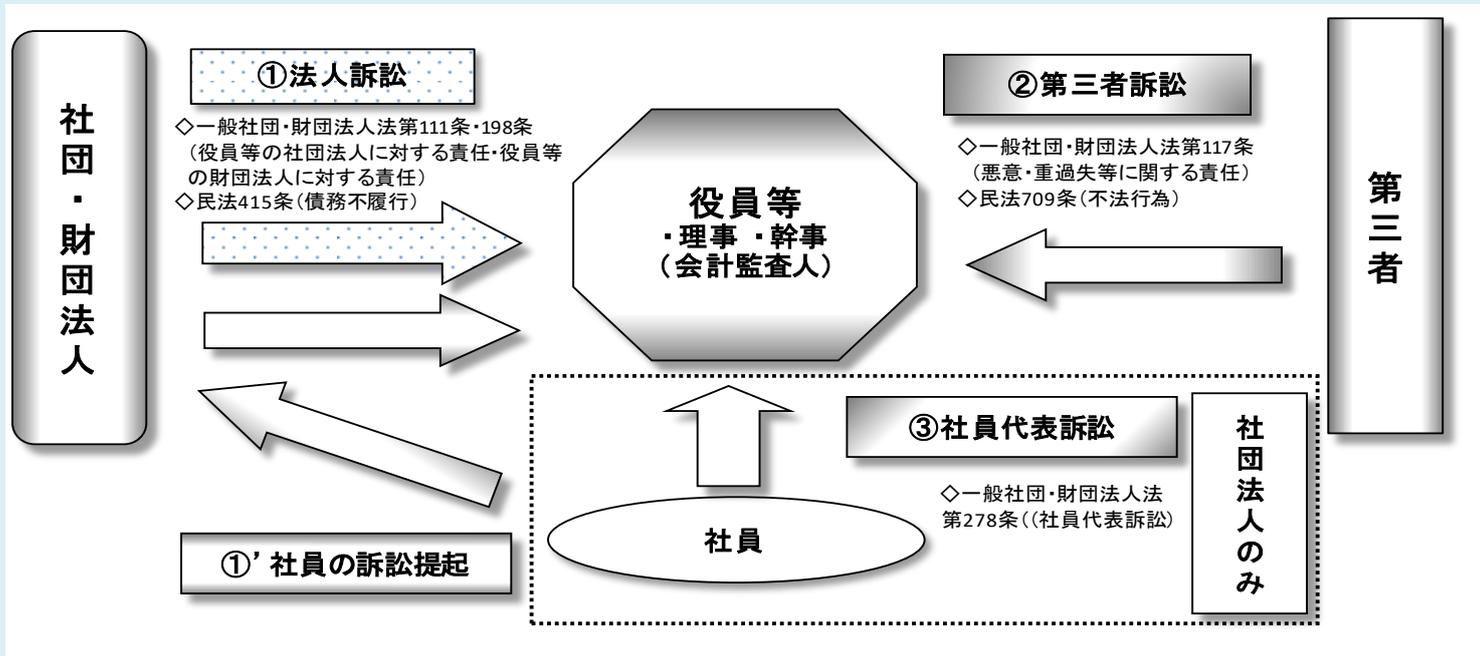
頼まれて役員になったものの、法人の事務や運営を、常勤の理事さんや事務局任せにし、内容をよくわかっていない。

「重要な財産」「多額の借財」「重要な使用人」について、基準が抽象的でも大丈夫だろうか。

## 《万が一訴訟に巻き込まれる可能性への備え》

- 役員<sup>1</sup>の法的責任が明確化され、役員への賠償責任を追及しやすくなったため、「社員代表訴訟」・「第三者訴訟」・「法人訴訟等」の訴訟提起される可能性が高くなってきています。
- 役員<sup>2</sup>の責任は相続放棄や限定承認等を行わないかぎり、相続人の方にも引き継がれます。役員<sup>3</sup>の皆さまに安心して業務を行っていただき、そして安定的な役員<sup>4</sup>の確保を実現していくためにも役員賠償責任保険のご加入を検討ください。

## 《損害賠償請求のしくみ》



① 法人訴訟	社団法人・財団法人の役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し法人に損害を与えた場合に、法人（監事）が損害賠償を求める訴えを提起するものです。
①' 社員の訴訟提起	理事に損害賠償請求を行うように求めることができます。この場合、社団法人の社員の訴訟提起に基づく法人訴訟が起こされることとなります。
② 第三者訴訟	社団法人・財団法人の役員が第三者（取引先等）に損害を与えた場合に、第三者が民法第709条や一般社団・財団法人法第117条を根拠として損害賠償を求める訴えを提起するものです。
③ 社員代表訴訟	社団法人の役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し法人に損害を与えた場合に、社員が法人に代わって役員に対して損害賠償を求める訴えを提起するものです。

# 1. 社団法人・財団法人向け役員賠償責任保険 制度の仕組み

- ◇保険契約者 : 公益財団法人公益法人協会
- ◇ご加入者 : 公益法人協会の会員法人  
※退会された場合には、退会翌年度からは団体制度には加入できず一般契約に移行していただきます。
- ◇被保険者 : ご加入者(記名子法人がある場合はその子法人を含む)の全ての役員(一般社団・財団法人法に規定される理事・監事および評議員) ※会計監査人は含みません(会計監査人担保特約セットにより含めることが可能です。)  
※遡及日以降に退任された役員、保険責任期間中に新たに選任された役員を含みます。
- ◇支払限度額 : 5,000万円・1億円・3億円・5億円・10億円の5パターンからご選択いただけます。  
(期間中限度額) ※パターン以外の支払補限度額をご希望される場合には別途、取扱の仲立人にお問い合わせください。
- ◇自己負担額 : なし
- ◇縮小支払割合 : 100%(縮めてん補の適用はありません)
- ◇セット特約 : 訴訟対応費用担保特約条項・先行行為担保特約条項※  
※ご加入初年度契約の保険責任開始日の10年前の応当日以降に行った行為も対象とします。
- ◇適用地域 : 日本国内(日本国内で提起された訴訟に限ります。)  
役員の原因行為自体が海外で行われていても、提訴が日本国内であれば本保険の対象となります。

<社団法人の場合> 社団財団法人特約・法人訴訟担保特約条項  
<財団法人の場合> 社団財団法人特約・法人訴訟担保特約条項

**(オプション特約) 追加保険料をお支払いいただくことで以下のオプション(特約)をセットすることができます。**

1. 雇用慣行賠償責任担保特約条項
  2. 身体障害・財物損壊担保特約条項
  3. 会社費用担保特約条項
  4. 会計監査人担保特約条項
  5. 被保険者間訴訟一部担保特約条項
- ※ご希望される方はP7~のオプション特約をご覧ください。

## 2. 補償内容のご説明

法人の役員の皆さまが、役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます)に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、法律上の損害賠償責任・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

### 役員第三者に対する責任(社団法人・財団法人共通)

第三者訴訟

社団法人や財団法人の役員が第三者(取引先等)に損害を与えた場合に、第三者が民法第709条や一般社団・財団法人法第117条を根拠として損害賠償を求める訴えを提起するものです。

### 役員法人に対する責任

社員代表訴訟  
(社団のみ)

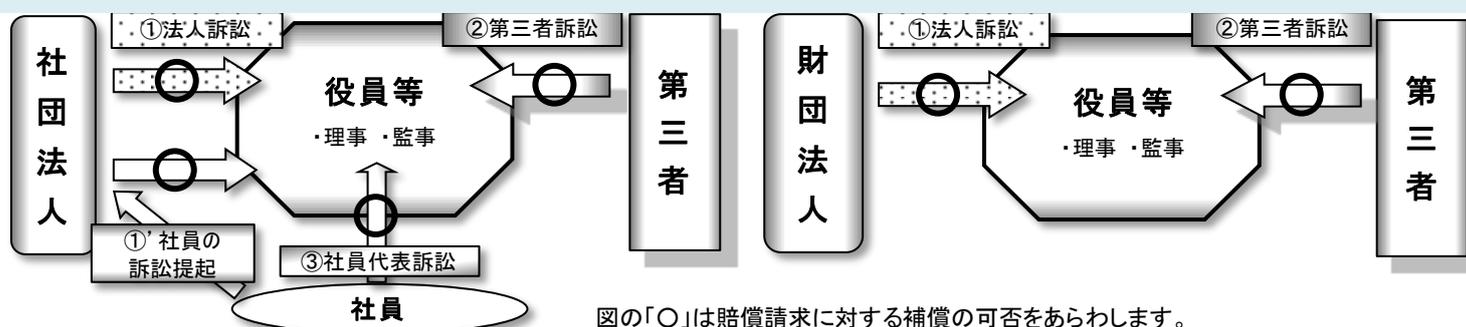
社団法人の役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し法人に損害を与えた場合に、社員が法人に代わって役員に対して損害賠償を求める訴えを提起するものです。

社員の提訴請求に基づく法人訴訟(社団のみ)

社団法人の役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し法人に損害を与えた場合に、法人が役員に対して損害賠償を求める訴えを提起するものです。

法人訴訟  
(社団・財団)

役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し法人に損害を与えた場合に、法人が役員に対して損害賠償を求める訴えを提起するものです。社団の場合、社員の提訴請求に基づかない法人訴訟等をさします。ただし、保険の適用は「法人訴訟担保特約条項」及び普通保険約款の内容に従います。お支払いできない主な場合として、普通保険約款記載の「役員個人が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求」や「犯罪行為に起因する損害賠償請求」等が保険適用対象外となります。



図の「○」は賠償請求に対する補償の可否をあらわします。

### 3. 支払限度額(1事故・期間中)と年間保険料

社団・財団の直近の会計年度における資産合計により保険料を算出します。

社団法人

支払限度額 (保険期間中)	総資産区分					
	0円以上～3億円未満	3億円以上～10億円未満	10億円以上～20億円未満	20億円以上～50億円未満	50億円以上～100億円未満	100億円以上～200億円未満
5,000万	総資産区分と支払限度額に応じて個別に保険料を算出のうえ、ご案内します。					
1億円						
3億円						
5億円						
10億円						

財団法人

支払限度額 (保険期間中)	総資産区分					
	0円以上～3億円未満	3億円以上～10億円未満	10億円以上～20億円未満	20億円以上～50億円未満	50億円以上～100億円未満	100億円以上～200億円未満
5,000万	総資産区分と支払限度額に応じて個別に保険料を算出のうえ、ご案内します。					
1億円						
3億円						
5億円						
10億円						

※10億円を超える支払補限度額をご希望される場合は、別途取扱いの仲立人にお問い合わせください。

### 4. お支払いする保険金の種類

#### <1> 損害賠償金(判決金額、和解金等)

法律上の損害賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金(これに類似するものを含みます。)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金についてはお支払いの対象とはなりません。

#### <2> 争訟費用(訴訟費用、和解・調停費用、弁護士に支払う着手金・報酬金、これらに付随する調査費用等)

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等)によって生じた費用(被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。)をいいます。

なお、争訟費用については、免責条項に該当するおそれが無い限り、紛争の解決に先だって支払うことができます。

### 5. 保険金をお支払いできない主な場合

◆次に掲げる事由または行為に起因する一連の賠償請求に対しては、損保ジャパンは保険金をお支払いしません。

(※)については各事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は被保険者ごとに個別に行います。

- ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと(※)
- ・被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)(※)
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為(※)
- ・被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたこと(※)
- ・被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと(※)
- ・次者に対する違法な利益の供与(※)

①政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等(それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます)。

②利益を供与することが違法とされるその他の者

- ・遡及日(注)より前に行われた行為 (注)遡及日とは初年度加入日の10年前当日をいいます。
- ・初年度契約の保険期間の開始日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
- ・この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ・この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為

◆次に掲げるものに対する損害賠償請求に対しては、損保ジャパンは保険金をお支払いしません。

- ・身体の障害(疾病または死亡を含みます。)または精神的苦痛
- ・財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)
- ・口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害

◆次に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては保険金をお支払いしません。

- ・記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、記名子会社が一般社団法人および一般財団法人に関する法律に定める子法人に該当していなかった間に行われた行為に起因する損害賠償請求
- ・他の被保険者または貴法人もしくは貴法人の子法人からなされた損害賠償請求、ならびに、社員代表訴訟であるか否かを問わず、被保険者または貴法人もしくは貴法人の子法人が関与して、貴法人もしくは貴法人の子法人の議決権を所有する者によってなされた損害賠償請求
- ・法人の議決権総数につき、10パーセント以上を直接・間接を問わず所有する者からなされた損害賠償請求
- ・直接・間接を問わず、知的所有権訴訟に起因する損害賠償請求
- ・直接・間接を問わず、コンピュータ、集積回路およびそれらを内蔵する機器が日付データを認識できないこと等(いわゆる「2000年問題」)に起因する損害賠償請求

◆保険期間中に次の取引が行われた場合には、取引の発効日の後に行われた行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対しては保険金をお支払いしません。

①記名法人が第三者と合併すること、または記名法人の資産のすべてを第三者に譲渡すること。

②第三者が、記名法人の議決権総数の50パーセントを超える議決権を取得すること。

など

(ご注意)

上記は役員賠償責任保険普通保険約款で免責となっている主な場合であり、本制度の付帯オプション特約によっては上記の免責が復活担保されるケースがございます。

## 6. オプション特約のご案内

本制度では会員法人の皆さま専用のオプション(特約)をご用意しております。

- ※役員賠償責任保険の特約になり、このオプション(特約条項)だけではご加入することはできません。
- ※オプション特約については告知内容によってはお引受けできない場合もございますのでご了承ください。
- ※オプション特約の加入方法はP24の「ご加入手続きについて」をご覧ください。

### ～オプション特約のラインナップ～

- ① 雇用慣行賠償責任担保特約
- ② 身体障害財物損壊担保特約
- ③ 会計監査人担保特約
- ④ 会社費用担保特約(社団のみ)
- ⑤ 被保険者間訴訟一部担保特約

## オプション① 雇用慣行賠償責任担保特約

### (1) 補償内容

被保険者が法人の役員としての業務または会社の業務につき日本国内で行った次の①から④に掲げる不当行為により、保険期間中に被保険者に対して日本国内においてなされた損害賠償請求により、被保険者が被る損害を補償します。ただし、補償するのは精神的苦痛および身体の障害に対する損害賠償請求により、被保険者が被る損害にかぎりません。

- ① 配置、昇進等の差別
- ② 不当解雇
- ③ セクシャル・ハラスメント
- ④ パワーハラスメント

※ 当該行為を行った当事者である役員に対する損害賠償請求は対象となりません。

※ 被保険者は主契約である会社役員賠償責任保険同様に公益法人の役員となります。

### (2) 支払補限度額

1 事故・期間中 1,000万円

### (3) 自己負担額

なし

### (4) 特約保険料

主契約(役員賠償責任保険)保険料の10%

### (5) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 労働争議、労働交渉、もしくは団体交渉その他争議行為により発生する事業所、工場等の閉鎖、職場放棄、抗議行動、ストライキまたはこれらに類似の行為に伴いなされた記名法人の雇用行為に起因する損害賠償請求
- ② 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ③ 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ④ 記名法人の事業の縮小、倒産、破産、会社更生法に基づく更生手続きもしくはこれらに類する倒産手続きまたは他の事業者との合併、吸収および買収に伴いなされた記名法人の雇用行為に起因する損害賠償請求
- ⑤ セクシャル・ハラスメントおよびパワーハラスメントに起因して被保険者に損害賠償請求がなされた場合において、セクシャル・ハラスメントおよびパワーハラスメントに該当すると思われる行動または発言を行った被保険者個人に対する損害賠償請求
- ⑥ 記名法人の犯罪行為または違法行為について、記名法人の使用人または就労希望者が記名法人に不利な証言、告発または発言等を行ったことによりなされた記名法人の雇用行為に起因する損害賠償請求
- ⑦ 記名法人の使用人の主たる職務遂行の場所が保険適用地域外であった場合において、その使用人によりなされた損害賠償請求ただし、使用人の所属する部署が保険適用地域内に存在し、保険適用地域外において海外駐在員業務等の職務遂行を行っている場合を除きます
- ⑧ 就労希望者に対する記名法人の採用行為が主として保険対象地域外で行われた場合において、その就労希望者によりなされた損害賠償請求
- ⑨ 加入者証記載の遡及日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑩ 加入者証記載の遡及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実で起因する損害賠償請求
- ⑪ 遡及日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(注)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑫ 遡及日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑬ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)またはこれに類似の法律もしくは法令により記名法人が負担する賠償責任に起因してなされた損害賠償請求

など

### (6) その他

同一危険を補償する他の保険契約がある場合にはその保険契約が本保険契約に優先して適用されます。

### <想定事例>

- ・従業員が不当な配置転換や昇進等の差別を受け、人事担当役員に対して損害賠償請求を起こした。
- ・従業員が不当解雇を受け、人事担当役員に対して損害賠償請求を起こした。
- ・従業員が職場で上司や同僚からのセクシャルハラスメントを受け、役員に再三にわたり職場環境の改善を申し立てていたが、改善されなかったため、役員に対して管理監督責任があるとして損害賠償請求を起こした。

### (ご注意)

本特約の被保険者は役員賠償責任保険同様に法人の役員となりますが、被保険者である役員個人が行った行為に対する、役員個人に対する損害賠償請求は対象となりません。

×・・・役員個人⇒セクシャルハラスメント行為⇒被害者⇒役員個人に対する損害賠償請求

○・・・同僚や被害従業員の上司⇒セクシャルハラスメント行為⇒被害者⇒理事長や担当役員に対して損害賠償請求

など

# オプション② 身体障害および財物損壊担保特約

## (1) 補償内容

公益法人が施設を所有、使用もしくは管理することによって、または業務の遂行によって生じた偶然な事故により、被保険者が他人の身体障害または財物の損壊について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を補償します。

※ 当該損害の原因となる行為を行った当事者である役員に対する損害賠償請求は対象となりません。

※ 被保険者は主契約である会社役員賠償責任保険同様に公益法人の役員となります。

## (2) 支払限度額

1事故・期間中 1,000万円

## (3) 自己負担額

なし

## (4) 特約保険料

主契約(役員賠償責任保険)保険料の5%

## (5) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑤ 排水または排気によって生じた賠償責任
- ⑥ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ⑦ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

など

## (6) その他

同一危険を補償する他の保険契約がある場合にはその保険契約が本保険契約に優先して適用されます。

## <想定事例>

- ・ご加入法人の従業員が業務で自転車を使用时に歩行者に衝突してケガをさせた。被害者からは、業務における自転車使用を認めていた使用者である法人および管理責任がある役員に対して損害賠償請求がなされた。
- ・ご加入法人が自社の会議室でセミナーを開催したが、設置していたホワイトボードが落下し参加者が受傷した。その結果、本セミナーを主催する法人および理事長が損害賠償請求を受けた。
- ・貸会議室を借りてセミナーを開催することとなり、会議室内のレイアウト等を行っていたが開始時間に間に合わないため役員は大至急で作業を行うよう指示を行った。急いで対応をした従業員が机を壁にぶつけてしまい貸会議室の破損させた。その結果、会場からは役員の指示が原因である事故だとして役員個人が損害賠償請求を受けた。
- ・過重労働により従業員が倒れて後遺障害を負い、労務時間管理が不十分であったとして役員が訴えられた。

## (ご注意)

- ・本特約の被保険者は役員賠償責任保険同様に公益法人の役員となりますが、被保険者である役員個人が行った行為に対する、役員個人に対する損害賠償請求は対象となりません。

×・・・役員個人⇒誤って他人にケガをさせた⇒被害者⇒役員個人に対する損害賠償請求

○・・・長時間労働への対策を怠り従業員が過労死をした。その結果従業員の遺族から理事長が損害賠償請求を受けた。

×・・・従業員⇒業務に起因して第三者にケガをさせた⇒被害者⇒法人に対して損害賠償請求

○・・・従業員⇒業務に起因して第三者にケガをさせた⇒被害者⇒理事長や担当役員個人に対して損害賠償請求

など

## <本オプションの補償範囲表>

### 【補償内容】

	会社への賠償請求		役員への賠償請求	
	損害賠償金	争訟費用	損害賠償金	争訟費用
使用人から (いわゆる労災使用者賠リスク)	×	×	○	○
使用人以外の第三者 (業務遂行に起因する身体障害・財物損壊リスク)	×	×	○	○

# オプション③ 会計監査人担保特約(公益法人用)

本特約は、「(公益法人用)」となっておりますが、本特約名の意図する「(公益法人)」とは、「公益法人協会」を通じてご契約頂くすべての会員様(公益財団法人・公益社団法人・一般財団法人・一般社団法人)を含みます。

## (1) 補償内容

通常、本保険で補償の対象(被保険者)となっていない「会計監査人」を補償の対象に含めるものです。

会社役員賠償責任保険に規定する「役員」に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)で定める会計監査人を含めるものとします。

## (2) 支払補限度額

ご加入の内容の主契約の限度額に同じ

## (3) 自己負担額

なし

## (4) 特約保険料

主契約(役員賠償責任保険)保険料の0.5%

## (5) 保険金をお支払いできない主な場合

主契約に同じとなりますが、本保険では、「専門職業危険不担保特約条項(社団法人・財団法人用)」が自動セットされるため、会計監査人の本業における専門的業務の遂行に過誤、謝絶または遅延があったとの申し立てに基づき、被保険者に対してなされた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。専門的職業については下表をご参照ください。

など

## (6) その他

同一危険を補償する他の保険契約がある場合には、その保険契約が本保険契約に優先して適用されます。

## <想定事例>

- ・役員全員を対象とした提訴請求がなされたが、その中に会計監査人(公認会計士または監査法人)が含まれていることが判明した。提訴請求を受けたため、会計監査人は弁護士委任を行ない着手金の支払いを行った。また、その後、勝訴したが弁護士報酬が発生した。
- ※本団体制度では会計監査人を対象としておりませんが(本パンフレット5ページ記載)、本特約をセットすることにより、被保険者に会計監査人を含めることができます。
- 役員の責任追及の訴えを受けた際に、一連の役員全員に加えて会計監査人も合わせて訴えを起こされた場合に、会計監査人の防御費用(弁護士着手金、弁護士報酬等)のお支払いが可能となります。

業種	業務内容
金融機関	ブローカー、ディーラー、ファイナンシャル・アドバイザー、投資アドバイザー、銀行、不動産シンジケート、保険仲立人、信託または金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言もしくは代理業者または投資運用業者としての各業務
不動産業	不動産ブローカー、不動産仲介業、不動産シンジケート、投資アドバイザーまたは土地開発業者としての各業務
保険業	次の①から③に掲げるものを言います。①保険契約(注)の締結、②保険契約(注)に関する保険金の支払、③保険契約(注)に関する損害調査または義務の履行 (注)保険契約、保険、再保険、ボンドまたは損害賠償契約(年金、寄付、養老年金契約、自家保険プログラム、プールその他の類似のプログラムのリスク・マネジメント等をいいます)をいいます。
建設業	設計、意匠もしくはデザインの立案、決定またはそれに係る明細書もしくは仕様書の作成、これらの実現に向けての準備、プロジェクトの実現可能性に関する意見の表明、見積もり、予想、推論等の正確さに関すること、建設もしくは組立に対する指示もしくは監督またはこれらの事項に対して被保険者が行った指示もしくは助言
不動産投資信託業	投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項に定める「投資法人資産運用業」
情報通信事業	情報処理サービス、保守サービス、ネットワークサービス、ソフトウェア開発、情報技術者派遣、販売サービス、ネット関連サービス、その他情報サービス
保険医療	次の①から④に掲げるものを言います。 ①医療行為、②あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等、③法令により医師、歯科医師、獣医師、または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示、④美容または整形
その他の業務	弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為

# オプション④ 会社費用担保特約(社団法人のみ)

## (1)補償内容

ご加入法人が以下の①から⑤に掲げる費用を支出したことにより、ご加入法人が被る損害を補償します。ただし、損保ジャパンの書面による同意を得て支出したものにかぎります。

- ①会社初期対応費用、②提訴請求対応費用、③危機管理コンサルティング費用
- ④危機管理対策実施費用、⑤会社補助参加調査費用

### 「会社初期対応費用」

提訴請求がなされるおそれのある状況が発生した場合に、会社がその状況に対応するために支出した弁護士費用その他社会通年上妥当な費用であって、損保ジャパンが必要かつ有益であると認めるものをいいます。ただし、提訴請求がなされた日以降に支出した費用は含みません。

### 「提訴請求対応費用」

提訴請求がなされた場合に、会社が提訴請求に対応するために支出した弁護士費用その他社会通念上妥当な費用であって、損保ジャパンが必要かつ有益であると認めるものをいいます。ただし、次のいずれかの日以降に支出した費用を含みません。

- ①会社法の規定に基づき、会社が役員の実任追及の訴えを提起しない理由を社員に通知した日。
- ②提訴請求に基づき会社が役員に対して責任追及等の訴えを提起した日。

### 「危機管理コンサルティング費用」

提訴請求がなされた場合または社員代表訴訟が提起された場合に、その影響を最小化するための対策につき、会社がコンサルティング業者から支援、指導または助言を得るために支出した費用であって、損保ジャパンが必要かつ有益であると認めるものをいいます。

ただし、提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用にかぎります。また、通常支出している人件費、弁護士顧問料等は含みません。

### 「危機管理対策実施費用」

コンサルティング業者による支援、指導または助言に基づき、会社が対策を講じるための費用をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用にかぎります。

- ①損害賠償請求の原因または対応を説明するために行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、広告の費用
- ②社員等の利害関係者に対して書面を発送する郵送費用
- ③①および②のほか、損保ジャパンの同意を得て支出した費用

### 「会社補助参加調査費用」

会社が補助参加すべきか否かについて調査を行うために支出した費用をいいます。

## (2)支払限度額

ご加入法人ごとの加入者証記載の総支払限度額を限度とします(普通保険約款および他の特約条項と合算で加入者証記載の支払限度額を限度とします。)

## (3)自己負担額

なし

## (4)特約保険料

主契約(役員賠償責任保険)保険料の10%

## (5)保険金をお支払いできない主な場合

- ①各監査役または各監査委員の同意を得ないで行われた補助参加による損害
- ②この保険契約に、会社訴訟一部担保特約条項がセットされている場合であって、提訴請求によらずに法人が役員の実任追及の訴えを提起したときは、損保ジャパンは、(1)①(会社初期対応費用)については補償しません。

など

## (6)その他

同一危険を補償する他の保険契約がある場合には、その保険契約が本保険契約に優先して適用されます。

## <想定事例>

- ・法人に対して、役員の実任追及を行う旨の文書が匿名で郵送された。法人として役員に事実確認等を行うべく初期対応として弁護士を委任して調査を行うこととしたために、法人が弁護士に着手金を支払った。
  - ・調査の結果、社員からの提訴請求に基づき法人として役員を提訴することとなり、弁護士の着手金などを支払った。
- ※これらの「法人」が負担した費用を対象とする特約になります。

# オプション⑤ 被保険者訴訟一部担保特約

## (1) 補償内容

役員賠償責任保険普通保険約款で対象外となっている被保険者間の訴訟について、一部に限定して補償するものです。

当会社はこの特約の規定により、会社役員賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第6条(てん補しない損害—その2)⑦の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「 ⑦ 他の被保険者または記名法人もしくはその子会社からなされた損害賠償請求および社員代表訴訟であるか否かを問わず、被保険者または記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の議決権を所有する者によってなされた損害賠償請求。ただし、他の被保険者からなされた次のアまたはイに掲げる事由に基づく損害賠償請求については、この規定は適用しません。

ア. 他の被保険者の解任に基づく損害賠償請求

イ. 本保険証券により保険金を支払う別の損害賠償請求に起因する分担または補償の損害賠償請求

」

## (2) 支払限度額

ご加入の内容の主契約の限度額に同じ

## (3) 自己負担額

なし

## (4) 特約保険料

主契約(役員賠償責任保険)保険料の5%

## (5) 保険金をお支払いできない主な場合

上記以外は主契約に同じとなります(役員賠償責任保険普通保険約款に準じます。)

## <想定事例>

ア. 役員間の責任分担に関する訴訟について役員が争訟費用を負担することによって被る損害。

イ. 法人の代表理事である被保険者Aは理事会の合意をもって、被保険者Bの重大な任務懈怠があったとして解任。被保険者Bが、自分だけが解任するのは不当であるとして、被保険者Aならびに理事全員の解任を求め訴訟を起こした。その場合に発生する被保険者Aおよび理事全員に発生する訴訟費用を負担することによって被る損害。

# 7. ご確認いただきたいこと

## ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、保険仲立人または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる総資産等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください(本保険ではご加入法人様が被保険者である役員様を代表して記名捺印をいただきます)。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、保険仲立人または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧くださいか、保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## ご加入にあたってのご注意

### ●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

#### <告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
- (注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)についてこの保険は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフの対象となりません。

- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。(※) 加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 本保険は保険料確定方式のご契約となりますので、保険料をお客さまの最近の会計年度における総資産等により算出します。保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の総資産等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

### ●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、保険仲立人または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、**あらかじめ**保険仲立人または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、**遅滞なく**保険仲立人または損保ジャパンにご通知が必要となります。
- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、保険仲立人または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等  
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

## 8. 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。  
<1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称  
<2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称  
<3> 損害賠償の請求の内容
  - 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
  - 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
  - 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
  - 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
  - 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
  - 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
  - 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
  - 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票	など
②	事故日時(提訴請求を受けた日、原因となる行為が行われた日)、事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、訴状	など
③	損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる資料	訴状、判決書(写)、示談書	など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停証書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書	など

(注) 損害賠償請求の内容または損害の額に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。  
① 公的機関による捜査や調査結果の照会 ② 専門機関による鑑定結果の照会 ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査  
④ 日本国外での調査 ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合  
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ● 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、保険仲立人、または下記事故サポートセンターまで、ご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110 受付時間 平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間  
\* 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱仲立人までご連絡ください。

### ■ 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口: 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料>

受付時間 平日: 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (<https://www.sonpo.or.jp/>)

■ このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。(※) ※本ご契約のご契約者は公益財団法人公益法人協会となり、被保険者は各ご加入法人の役員さまとなっておりますので、**各ご加入法人におかれましては、被保険者となる役員さまにもこのパンフレットをご配布いただき、パンフレットに記載した内容をお伝えください。**



**サイバー保険 編**  
**(情報漏えい限定補償オプション付帯)**

# 個人情報取扱事業者保険の販売停止について

## 販売停止の概要について

この度2021年4月1日以降保険始期契約より、個人情報取扱事業者保険の販売を停止させていただくことになりました。販売停止後の対応につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

### 1. 販売を停止する商品

個人情報取扱事業者保険

### 2. 内容

対象商品を2021年3月31日に販売停止します。2021年4月1日以降保険始期契約における情報漏えいリスクに対しては、サイバー保険(情報漏えい限定補償オプション付帯)をご案内します。  
個人情報取扱事業者保険と比較し、補償する事故は変わりませんが補償範囲(支払費用)が広がります。

## 個人情報取扱事業者保険とサイバー保険の差異

サイバー保険と個人情報取扱事業者保険との間で情報漏えいに関する補償内容(保険発動)に差はありません。

		個人情報取扱事業者保険	サイバー保険 (情報漏えい限定補償 オプション付帯)	
保険適用地域		日本国内	全世界	
対象の情報		賠償:個人情報・法人情報 費用:個人情報のみ	賠償:個人情報・法人情報 費用:個人情報・法人情報	
事故 種類	サイバーインシデント	×	×	
	情報の漏えい、またはそのおそれ	○	○	
	メディア不当行為	×	×	
	上記以外のITユーザー業務 遂行の偶然な事故	×	×	
保険 金	賠償	○ (ただし企業情報は2,000万円限度)	○	
	費用	原因調査費用 損害拡大防止費用 謝罪文作成費用 会見・広告等対応費用 など	○	○
		再発防止費用 データ復旧費用 不正使用監視費用 法令対応費用 など	×	○
		個人見舞費用	△ 見舞品のみ(見舞金は対象外)	○
		法人見舞費用	×	○
費用保険金のてん補限度額		・賠償のてん補限度額の外枠 ・1事故あたりの設定	・賠償のてん補限度額の内枠 ・1事故/期間中の設定	

#### 【①サイバーインシデント】

不正アクセスやDoS攻撃、データの改ざん・破壊など被保険者のシステムに対する外部からのアタックなど

#### 【②情報の漏えい、またはそのおそれ】

被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ

#### 【③メディアの不当行為】

被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理による名誉棄損やプライバシー侵害、著作権侵害など

#### 【④上記以外のITユーザー業務遂行の偶然な事由】

①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由

# 1. サイバー保険(情報漏えい限定補償) 制度の仕組み

- ◇保険契約者 : 公益財団法人公益法人協会
- ◇ご加入者 : 公益法人協会の会員法人  
※退会された場合には、退会翌年度からは団体制度には加入できず一般契約に移行していただきます。
- ◇記名被保険者 : ご加入法人およびご加入法人の使用人等※  
※役員、使用人および労働者派遣を業として行う事業者から記名被保険者へ派遣された労働者をいい、その地位にあった者を含みます。
- ◇お支払限度額 : 5,000万・1億円・3億円の3パターンからご選択いただけます。(期間中を通して1事故毎の限度額)  
(期間中限度額) ※費用部分は上記お支払限度額の10%が限度額となります。
- ◇自己負担額 : なし
- ◇縮小支払割合 : なし
- ◇セット特約 : 業務過誤賠償責任保険普通保険約款、サイバー保険特約条項  
使用人等犯罪行為復活担保に関する追加条項  
情報漏えい限定補償追加条項
- ◇保険の適用地域 : 全世界

・告知内容、事業内容等によってはご加入いただけない場合や、別途個別の告知書等を頂戴することがございます。

## この保険により対象となる個人情報

### 「個人情報」の定義

個人に関する情報であって、次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。

- ①その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(注)により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。
- ②個人識別符号が含まれるもの

(注) その他の記述等

文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。

### 対象となる個人情報の例

- ・紙で管理されている個人情報(顧客リスト、申込書、アンケート用紙等)
- ・コンピュータ、データベース上で管理されている個人情報
- ・マイナンバー、運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号、保険証番号 など

マイナンバーのみの漏えいも  
補償の対象になります!

## 2. 補償内容のご説明

ご加入法人(被保険者)の業務遂行にあたり、偶然な事由により個人情報(死者の個人情報を含みます。)を漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

### ① 第三者への損害賠償に関する補償

被保険者が加入者証記載の業務を遂行するにあたり、偶然な事由により個人情報を漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、被保険者に対して保険期間中に適用地域において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

#### 法律上の損害賠償金

- 本人の精神的苦痛に対する慰謝料
- 情報の漏えいにより生じた第三者の経済的な損失に対する損害賠償金等  
(クレジットカード、キャッシュカードの情報が漏えいした場合、なりすまし等の不正使用による経済的損害も対象となります。)

#### 弁護士費用等の争訟費用

- 弁護士着手金、成功報酬等

### ② 情報漏えい対応費用

保険期間中に上記①に規定する事故が生じたことにより、その事故に対応するために記名被保険者が支出した情報漏えい対応費用に対して、保険金を支払います。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて保険金を支払うのは、保険期間中に次の①から④に掲げる事由のいずれかがなされることにより、情報漏えい等が客観的に明らかになる場合にかぎります。

- ① サイバーインシデントが生じたことの当会社への書面による通知
- ② 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
- ③ 本人またはその家族への謝罪文の送付
- ④ 公的機関に対する文書による届出、報告等

情報漏えい対応費用の範囲は次に掲げるものにかぎります。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、かつ情報漏えい等が生じなかったとしても発生する費用を除きます。

#### 認証取得費用

- 情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用

#### 個人見舞費用

- 個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用  
(注) 見舞品 有体物にかぎります。

#### 法人見舞費用

- 情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用 (注) 見舞品 有体物にかぎります。

#### 不正使用監視費用

- 漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用

#### 事故対応関連費用

- 次のアからセに掲げる費用

- ア. 文書(注1)作成のために要する費用      イ. 増設コピー機の賃借費用  
ウ. 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。  
エ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用(注2)ならびに事故の再発防止策を実施する費用  
オ. 事故の拡大の防止に努めるために要した費用  
カ. 記名被保険者の使用人等を事故現場に派遣するために要する人件費、交通費、宿泊費等の費用  
キ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用      ク. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当      ケ. 臨時雇入費用  
コ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用  
サ. コールセンターの設置、運営等の費用      シ. 弁護士等への相談費用  
ス. 有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用  
セ. 記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求(注3)をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用

(注1)文書 相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。

(注2)事故の原因調査および再現実験に要する費用 意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。

(注3)損害賠償の請求 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

#### データ復旧費用

- 記名被保険者が所有、使用もしくは管理する情報またはウェブサイトが消去または損傷した場合における次のアまたはイの費用  
ア. 情報またはウェブサイトを修復または復旧する費用  
イ. 情報またはウェブサイトと同種同等の情報またはウェブサイトを再作成または再取得する費用

#### 情報機器等修理費用

- 被保険者のコンピュータシステムにおける機器・設備が損壊した場合における修理費用

### 3. 支払限度額(1事故・期間中)と年間保険料

事業内容別に直近の会計年度における「経常収益計」により以下のとおりとなります。  
 ※経常収益計30億円超の法人さまは、以下の保険料ではお引受けできませんので別途お問い合わせください。

◆ 共済事業、保証事業、貸付などの金融事業(社団・財団問わない)

(保険期間:1年間、一括払)

支払限度額 (保険期間中)	経常収益			
	～1億円未満	1億円以上～5億円未満	5億円以上～10億円未満	10億円以上～30億円未満
5,000万	31,500円	36,750円	52,500円	94,500円
1億円	33,600円	52,500円	78,750円	105,000円
3億円	34,650円	73,500円	131,250円	183,750円

◆ 学術振興、調査研究、施設維持管理など 上記事業に該当しない事業(社団・財団問わない)

支払限度額 (保険期間中)	経常収益			
	～1億円未満	1億円以上～5億円未満	5億円以上～10億円未満	10億円以上～30億円未満
5,000万	31,500円	33,600円	42,000円	63,000円
1億円	32,550円	36,750円	52,500円	78,750円
3億円	33,080円	52,500円	78,750円	131,250円

### 4. お支払いする保険金の種類

損害保険金	縮小てん補割合	自己負担額	お支払限度額	
第三者への賠償責任 ○ 損害賠償金 ○ 争訟費用保険金 ○ 協力費用	なし	なし	1請求・期間中	5,000万円 1億円 3億円
事故対応にかかる自社の費用 原因調査費用、データ復旧費用 など	なし	なし	1事故・期間中	500万円 1,000万円 3,000万円

※事故対応費用は、損害賠償に関する補償でご選択いただく支払限度額の10%となります。

### 5. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。 なお、詳細については保険約款をご確認ください。

#### 【共通】

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 記名被保険者の使用人等が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ③ 記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ④ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑤ 履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。  
 ア. 火災、破裂または爆発  
 イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
- ⑥ 他人の身体の障害、財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐欺されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれに起因して提起された損害賠償請求を除きます。
- ⑦ 遡及日より前に生じた事故に起因する一連の損害賠償請求
- ⑧ 特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑨ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑩ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑪ 記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
- ⑫ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑬ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑭ 次のアまたはイの事由に起因する損害賠償請求  
 ア. 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと。  
 イ. アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断
- ⑮ 株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求
- ⑯ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求

など

#### 【事故に関する各種対応費用部分】

- ① 【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ② 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ④ 記名被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑤ 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑥ 派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑦ 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報の漏えい
- ⑧ サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑨ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害に起因して発生した費用

など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 6. 付帯サービス(緊急サポート総合サービス)について

◆サイバー攻撃の被害やそれによる情報漏えいが発生した場合、当該事故の公表や被害者への謝罪等の緊急対応を余儀なくされ、被害を拡大させないための迅速かつ的確な多くの行動が必要です。

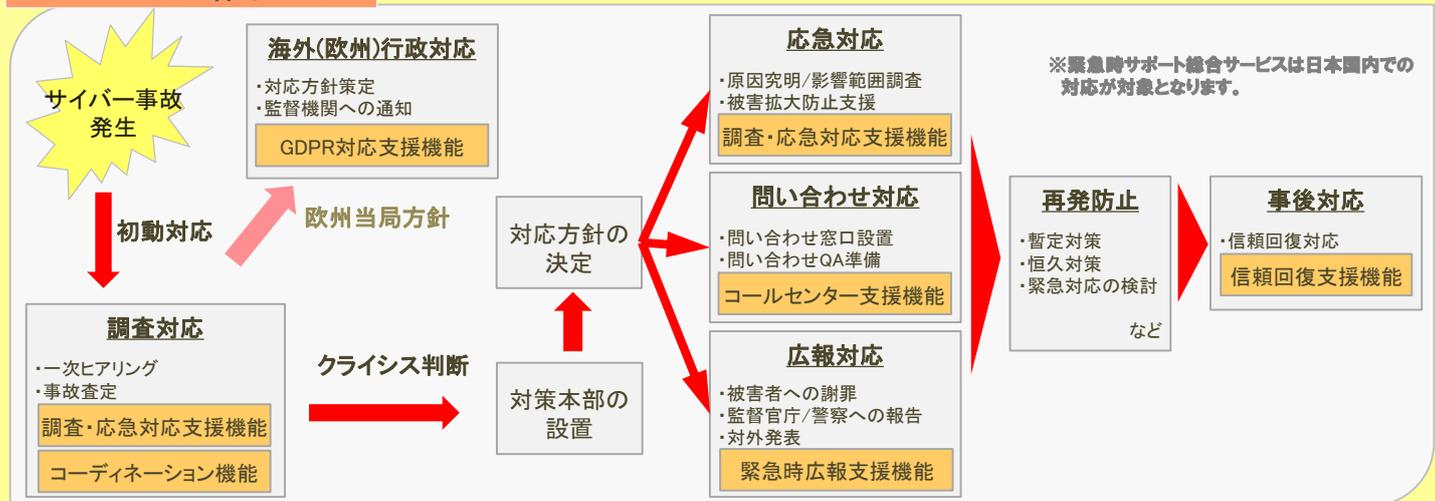
◆しかし、実際には多くの企業様において、「緊急時の対応方法がわからない」「対応に要する要員/ファシリティが揃っていない」等の状況があります。

◆弊社のサイバー保険では、そのような不安を解消するため、緊急時の対応を支援する『緊急時サポート総合サービス』をサービスとして提供いたします。

緊急時の必須対応事項	目的・効用	課題・問題点	緊急時サポート総合サービス
迅速かつ円滑な <b>初動対応</b>	・被害拡大の抑止 ・二次被害発生防止	・自社だけの要員、スキルでは対応できない	必要な対応内容に応じた <b>提携の専門業者をご紹介</b> します。 対応にかかる費用はサイ バー保険の保険金から 充当するため、業者との 契約にかかる時間が短 縮可能です。 自社での体制があっても 、 <b>セカンドオピニオン</b> とし ての活用もできます。
スピーディーかつ正確な <b>情報開示</b>	・取引先等への信頼維持 ・社会への説明責任	・業者の手配に時間がかかる(契約手続時の与信問題)	
早期かつ適切な規模での <b>受付体制</b>	・被害者への早期対応 ・顧客離れの抑止	・発生するコストの負担が大きい	
再発防止に対する <b>客観的な評価</b>	・確実な再発防止の実施 ・信頼回復		
的確かつ丁寧な <b>行政対応</b>	・ペナルティの回避 ・コンプライアンス遵守		

### サービスの全体イメージ

※緊急時サポート総合サービスは、サイバー保険で保険金がお支払できる場合にご利用できる仕組みとなっています。



### 緊急時の各種サポート機能

お客様からのご要望により必要な機能をご提供します

調査・応急対応支援機能	緊急時広報支援機能		コールセンター支援機能	信頼回復支援機能	GDPR対応支援機能
◇事故判定 ◇原因究明・影響範囲調査支援 ◇被害拡大防止アドバイス など (株)ラック AOSデータ(株) SOMPOリスク マネジメント(株)	◇記者会見実施支援 ◇報道発表資のチェックや助言 ◇新聞社告支援 など (株)プラップジャパン	◇SNS炎上対応支援 ◇WEBモニタリング・ 緊急通知 など (株)エルテス	◇コールセンター立ち上げ ◇運営支援 ◇クロージング支援 など (株)ベルシステム24	◇再発防止策の実施状況に ついての証明書発行 ◇格付機関として結果公表を 支援 など (株)アイ・エス・レーティ ング	◇GDPR対応に要する対応方 針決定支援 ◇監督機関への通知支援 ◇協力弁護士事務所の紹介 など (株)インターネットイニシアテ イブ

+

コーディネーション機能
◇必要となる各種サポート機 能の調整 ◇事故対応窓口との連携・ アドバイス など SOMPOリスク マネジメント(株)

### 損保ジャパンのサイバー保険の最大の特長！

- 専門業者の窓口紹介だけに終わらず、**各機能の機動性・連動性を高めるためにグループ会社のSOMPOリスクマネジメント社が総合的なコーディネーション機能を担います。**
- 保険金のお支払いを担当する部門とも連携し、**スムーズな事故対応を支援**します。

# 7. ご確認いただきたいこと

## ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、保険仲立人または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる経常収益等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分に確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください(本保険はご加入法人さまの代表となる方に記名、ご捺印をいただきます。)
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、保険仲立人または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧くださいか、保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## ご加入にあたってのご注意

### ●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について  
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回をすることができます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 本保険は保険料確定方式のご契約となりますので、保険料をお客さまの最近の会計年度における経常収益計等により算出します。保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の経常収益計等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

### ●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、保険仲立人または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ保険仲立人または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく保険仲立人または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、保険仲立人または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等  
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

# 8. 万一事故にあれば

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
  - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
  - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
  - <3> 損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

- この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票	など
②	事故日時、事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、お詫び文書、お詫び広告、訴状	など
③	損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる資料	お詫び文書、お詫び広告等の対応費用の額等がわかる請求書、訴状、判決書(写)、示談書	など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停証書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書	など

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要する場合があります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長する場合があります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、保険仲立人、または下記事故サポートセンターまで、ご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110 受付時間 平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

\* 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは保険仲立人までご連絡ください。

### ■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

[ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (<https://www.sonpo.or.jp/>)

### ■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

※本ご契約のご契約者は公益財団法人公益法人協会となり、被保険者は各ご加入法人さまとなっております。

ご加入法人さまにおかれましては本パンフレットの記載内容をご確認ください。

### 【お問い合わせ先】

< 保険仲立人 >

**MST リスクコンサルティング株式会社**  
**MST Risk Consulting Co., Ltd.**

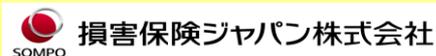
〒163-1508

東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー8階

TEL.03-3340-3271 担当：守田

受付時間：平日午前9時～午後5時

### 【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社 金融法人第二部 営業第一課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 損保ジャパン日本橋ビル3F

TEL03-3231-3642 FAX03-6860-2709

受付時間：平日午前9時～午後5時

## ご加入手続きについて

## ご新規加入手続きについて（「社団法人・財団法人向け役員賠償責任保険」「サイバー保険（情報漏えい限定補償オプション付帯）」共通）

ステップ	項目	お手続き	
1	仮申込	使用する帳票	2021年度「加入依頼書等（新規）」（弊会ホームページ）
		記入内容	ご希望の保険加入内容をご記入下さい。
		印鑑	不要 （仮申込の段階では、加入依頼書・別紙告知書とも押印不要）
		添付書類	社団法人・財団法人向け役員賠償責任保険：貸借対照表 ・別紙告知書【青ライン】（「告知あり」または「雇用慣行特約セット」の場合）
			サイバー保険（情報漏えい限定補償オプション付帯）：正味財産増減表・別紙告知書【黄ライン】
		送信方法	メールまたはFAX 担当；公益法人協会 総務部 保険事務担当 アドレス：hoken@kohokyo.or.jp Fax：03-3945-1267
送信期日	加入希望日の前々月末		
2	保険料	ご案内方法	見積書および保険料請求書
		振込期日	加入希望日の前月10日着金
3	本申込	使用する帳票	ステップ1で作成した「加入依頼書等」
		印鑑	代表者印（加入依頼書・添付告知書ともに押印下さい。）
		訂正	記入事項を修正する場合は、修正後に訂正印を押印下さい。
		添付書類	社団法人・財団法人向け役員賠償責任保険：別紙告知書 （「告知あり」または「雇用慣行特約付帯」の場合）
			サイバー保険（情報漏えい限定補償オプション付帯）：別紙告知書
		送付方法	保険料請求書に同封している返信用封筒
送付期日	加入希望日の前月10日必着		
保険期間		ご加入希望月の1日から2022年5月1日	
加入者証の発行		保険開始日の翌月中	



